

「令和8年 死亡災害ゼロ・アンダー210いが推進運動」 実施要綱

1 趣旨

県内の労働災害防止対策については、三重労働局と各労働基準監督署が連携し、平成30年より「死亡災害ゼロ」、「死傷者数2,000人未満（アンダー2,000）」を目標として、「アンダー2,000みえ推進運動」を毎年展開している。令和7年においては、三重労働局第14次労働災害防止計画（令和5年度～令和9年度）の計画年次3年目の取組みとして、死亡災害ゼロと死傷者数の増加に歯止めをかけ、令和9年までに死傷者数2,000人未満の達成を目指した「令和7年 死亡災害ゼロ・アンダー2,000みえ推進運動」を掲げ、安全衛生推進運動を県内に広く展開したところであるが、労働災害の発生状況（令和7年11月末時点）は、死亡者数6人、死傷者数1,942人となっており、「死亡災害ゼロ」は達成に至らず、「死傷者数2,000人未満」の達成は極めて困難な状況にある。

伊賀労働基準監督署では、平成31年より、管内における労働災害による死傷者数210人未満の達成を目指した「アンダー210いが」を掲げ、安全衛生推進運動を展開しているところであるが、令和7年における死傷者数は11月末時点で209人となっており、7年連続で目標を達成が困難な状況にある。

令和8年においても、労働災害の増加に歯止めをかけ、労働災害による死傷者数210人未満を達成するため、近年の災害動向等に係る課題等を踏まえた上で、三重労働局が展開する「死亡災害ゼロ・アンダー2,000みえ推進運動」と連動し、「令和8年 死亡災害ゼロ・アンダー210いが推進運動」（以下「アンダー210いが」という。）を管内に広く展開する。

2 主催

伊賀労働基準監督署

3 実施期間

令和8年1月1日から同年12月31日まで

4 「アンダー210いが」の重点事項

(1) 重点災害

- ①行動災害
- ②墜落・転落災害
- ③機械災害（はさまれ・巻き込まれ、切れ・こすれ災害）
- ④高年齢労働者の労働災害

(2) 重点業種

- ①製造業（はさまれ・巻き込まれ、切れ・こすれ災害）
- ②建設業（墜落・転落災害）
- ③道路貨物運送業（墜落・転落災害）
- ④小売業（行動災害）
- ⑤社会福祉施設（行動災害）

(3) 業種横断

- ①行動災害（再掲）
- ②高年齢労働者の労働災害（再掲）

5 伊賀労働基準監督署の実施事項

- (1) 上記4の重点事項等に対する事業者への指導・援助
- (2) 労働災害防止団体の各分会、地区労働基準協会、主要事業者団体、業種団体等に対する要請又は周知・啓発
- (3) 会議・会合・安全パトロール等あらゆる機会を活用した事業場に対する周知・啓発
- (4) 年間安全衛生管理計画に関する事業者への指導・援助

6 事業者の実施事項

(1) 重点事項に対する実施事項

① 事故の型に応じた労働災害防止対策

ア 行動災害防止対策

- (ア) 作業通路における段差や凹凸、突起物、継ぎ目、濡れた床面等の解消
- (イ) 照度の確保、手すりや滑り止めの設置
- (ウ) 危険箇所の表示等の危険の「見える化」の実施
- (エ) 機械化による省力化

イ 墜落・転落災害防止対策

- (ア) 足場・屋根からの墜落・転落災害防止
- (イ) 脚立・はしご・階段からの墜落・転落防止
- (ウ) トラックの荷台からの墜落・転落災害防止
- (エ) 「墜落災害防止強調月間（7月・12月）」の重点取組み

ウ 機械災害防止対策

リスクアセスメント及びリスク低減措置の実施（機械設備等の安全化及び作業方法の改善）

エ 高年齢労働者の労働災害防止対策

「エイジフレンドリーガイドライン」に基づく次の事項

- (ア) 身体機能を補う設備・装置の導入
- (イ) 身体機能の低下を考慮した作業内容の見直し
- (ウ) 健康状況、体力の状況の把握・対応
- (エ) 丁寧な安全衛生教育の実施
- (オ) エイジフレンドリー補助金の利用勧奨

② 業種に応じた労働災害防止対策

ア 製造業

機械災害防止対策（上記①ウ）

イ 建設業

墜落・転落災害防止対策（上記①イ）

ウ 道路貨物運送業

墜落・転落災害防止対策（上記①イ）

エ 小売業及び社会福祉施設

- (ア) 行動災害防止対策（上記①ア）
- (イ) 「SAFE協議会」構成員に対する各種ツール（視聴覚教材、リーフレット）の利用勧奨

(2) 年間安全衛生管理計画

前年（度）に取り組んだ安全衛生活動の検証及び検証結果を反映した「年間安全衛生管理計画」を策定し、PDCAサイクルにより、継続的かつ計画的に安全衛生活動を推進する。